

**意見検討結果一覧表**  
**（案名：いわて男女共同参画プラン（素案）についての意見募集）**

番号	大区分	中区分	小区分	意見	検討結果（県の考え方）	反映状況
1	I あらゆる分野における女性の参画拡大	1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	-	女性の参画拡大を真剣に進めようとするならば、参画目標とする数値を示す必要があると考える。都道府県審議会等で女性が占める割合が高いのは、目標値を設定しているからと考える。岩手県もクォーター制を打ち出す必要があると考える。	女性の参画拡大を推進するためには、目標を設定し取り組むことが重要であることから、主要指標に「審議会等委員に占める女性の割合」等の目標を掲げ、取り組むこととしています。	C（趣旨同一）
2	V 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	1 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	(2) 学校教育の充実	将来を担う児童生徒への働きかけはとても重要と考える。そこで、児童会・生徒会の役員の実態調査を県市町村教育委員会を通じて行い、男女の参加率に偏りがある場合は、次の文言を追加してはどうか。「児童会や生徒会の役員に偏りがある場合、男女同率に近づけます。」	児童会・生徒会活動については、各学校において児童生徒の自主的、実践的な取組を基本としており、男女共同参画の推進も踏まえながら、推進していきます。	D（プランの推進に当たって参考とするもの）
3	III 女性の活躍支援	2 仕事と生活を両立できる環境づくり	主要指標	男性の育児休暇取得に関する指標がない。県職員男性の育児休業取得率について、医療局、教育委員会、県警察を除いた参考指標は記載があるが、子どもたちのロールモデルとなる教育の現場で男性の育児休暇取得を目標指標一覧に導入すべきである。また同様に公務職場（県職員）の積極的な男性の育児休暇取得目標を導入すべき。意識改革ももちろん必要だが、同時に取得のための体制や環境整備も進めていく必要がある。女性がもっと社会参画をしていくには男性の家庭参加が必須。県政の優先課題をきちんととらえて、出産や育児に対して男女ともに子育てができる環境づくりを率先して行うべきであり、5年後、10年後の岩手県がどうあってほしいのかを明確に打ち出すべきである。	仕事と生活を両立できる環境づくりに関しては、プランでの「目指す姿」を数値で現すものとして、年次有給休暇の取得率等の4つを主要指標としたものであり、男性の育児休業取得については、主要指標とはしていないものの、性別に関わらず仕事と生活を両立できる環境づくりのためには、男性の育児参画の促進等が必要であることから、参考指標として毎年度の進捗状況を把握し公表することとしています。 なお、県が率先して姿勢を見せることは重要であることから、県職員男性の育児休業取得率（医療局、教育委員会、県警察を除く）について参考指標としたところですが、御意見を踏まえ、教職員の男性の育児休業取得率についても、参考指標として盛り込みました。 いただいたご意見も踏まえながら、今後も男性職員の育児参加に向けた環境整備に積極的に取り組んでいきます。	B（一部反映）
4	IV 困難を抱えた女性支援・健康支援	1 女性に対するあらゆる暴力の根絶	皆さんに期待すること	学校において「SNSなどの適切な活用などの情報モラル教育の実施と保護者への啓発」とあるが、情報モラル教育の実施だけでは不十分であり、包括的な人権教育の推進を図るべきです。特に子どもの人権については、教職員の研修の充実を図ることが必要と思われます。女性の人権や性被害、DV被害等について、正しい知識がなければ暴力を受けても暴力と思わない、話せない、言えないことに通じていくと思います。正しく子どもたちに伝えるには、正しい知識を正しく理解することを教職員から始めなければならないと考えられます。性被害や学校現場の暴力について「あってはならないこと」にするためにも包括的な人権教育の充実を強く望みます。	人権教育の充実については、V-1-「(2)学校教育の充実」に盛りこんだところであり、児童生徒が自他の生命を大切にし、他者の人権を尊重する心を育成するため、道徳教育及び人権教育の充実に取り組めます。	C（趣旨同一）

**意見検討結果一覧表**  
**（案名：いわて男女共同参画プラン（素案）についての意見募集）**

番号	大区分	中区分	小区分	意見	検討結果（県の考え方）	反映状況
5	V 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	1 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	主要指標	毎年度、県教委学校調整課が県内の各学校に調査をしている、「性別で分けない名簿」に関する調査では、「日常的に使用する学級名簿の使用割合」が低い。各学校では、性別で分けない名簿を作成しても、日常的な使用段階までには、至っていない。調査をもとに分析した上で計画目標値を設定すべきだ。ゆえに、「学校における男女混合名簿の日常的な使用率」とするべきである。「日常的な」を取り入れることを強く望む。また、性を男と女という二元論ではなく、「男女混合名簿」ではなく、「性別で分けない名簿」とするべきである。	いわて県民計画（2019～2028）政策推進プランにおいて、「学校における男女混合名簿の使用率」を具体的推進方策指標として掲げ、使用状況調査結果と使用事例の情報提供等を行いながら、学校における男女平等の意識醸成に推進に取り組むこととしており、今後とも男女共同参画の実現に向けた基盤の整備に取り組んでいきます。	D（プランの推進に当たって参考とするもの）
6	I あらゆる分野における女性の参画拡大	1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	主要指標	県職員管理職（総括課長給以上）に占める女性の割合の目標数値が低すぎる。2025年の目標値の15%の根拠は何か？安易に達成可能な数値の目標設定となっているとしか思えない。2020年度までの計画であった内閣府「第4次男女共同参画基本計画」を下回るような数値目標に断じて設定するべきではない。5年後、10年後の岩手県がどうあってほしいのか、明確に打ち出すべきである。	国の「第4次男女共同参画基本計画」において、令和2年度における都道府県職員の本庁課長相当職については15%、本庁部局長・次長相当職については10%程度を目標として設定されており、「第5次男女共同参画基本計画」においては、令和7年度における本庁課長相当職については16%、本庁部局長・次長相当職については10%を目標として設定されているところだ。 県が今回策定するプランにおける県職員管理職（総括課長級以上）に占める女性割合の目標値については、管理職に昇任する年齢層の女性職員の割合等を勘案して算出しております。過去においては、女性の採用者が少なく、また、出産時等の離職が多かったことにより、女性職員数が少ない状況となっているところであり、その中で、女性の管理職昇任に向け、最大限取り組んだ形での目標設定となっております。近年は女性採用者の割合が増加し、育児休業等の制度が整備されるなど環境も改善していることから、女性職員の活躍の推進に向け、更なる取組を進めていきます。	C（趣旨同一）
7	I あらゆる分野における女性の参画拡大	1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	主要指標	小中学校現場で女性管理職の登用が進まないのは、広域な人事異動が原因にある。現在の管理職登用には、わざわざ教育事務所を大きく超える異動を伴う。女性管理職の割合が50%になるまでの間、女性管理職の登用は生活根拠地から通勤できる範囲にとどめるべきである。	女性管理職の任用については、定期人事異動方針や管理職の任用候補者選考要項に、女性教職員が管理職を積極的に目指すことができる環境づくりや人材育成に努めること等を明記し、市町村教育委員会と連携しながら、女性管理職の適切な任用、配置に努めてるところであり、今後も配置先も含めた環境づくりに努めていきます。	F（その他）
8	Ⅲ 女性の活躍支援	1 女性の職業生活における活躍の推進	(5) 女性の活躍に取り組む企業に対する支援	女性が働きにくい理由によると、「労働条件が整っていない」という項目が58.3%と一番高い割合である。そのことから、一般事業主行動計画の策定・届け出義務の対象が、101人以上の事業主に拡大されることを鑑みて、早急な策定をはたらきかけること。	県では、いわて女性活躍企業等認定制度ステップ2の認定において、従業員数に関わらず、一般事業主行動計画の策定・届け出をすることを要件の1つとして定めており、認定制度を普及する中で、一般事業主行動計画の策定に寄与しているものと考えており、今後も認定制度の普及を通じて、一般事業主行動計画の策定を促進していきます。	C（趣旨同一）

**意見検討結果一覧表**  
**（案名：いわて男女共同参画プラン（素案）についての意見募集）**

番号	大区分	中区分	小区分	意見	検討結果（県の考え方）	反映状況
9	V 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	1 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	(2) 学校教育の充実	UNESCO「国際セクシャリティ教育ガイダンス」に示されたような包括的性教育を幼少期から高校までのカリキュラムに位置付けていくことが必要である。科学的に正確な知識を身に付けることは、性被害者にも加害者にもならない性の学習機会の保障の意味でも重要である。性教育の充実、雇用の場や学校でのハラスメント防止、相談体制の整備のために教職員、児童生徒のみならず教育委員会や保護者等への研修・啓発を着実に実施する必要がある。	県では、学校保健担当者や養護教諭を対象とし、学校における性の指導の在り方・進め方やLGBTの理解など教員研修を実施することで、教員の資質向上を図っています。 また、学校における性教育を実施するに当たっては、家庭等との連携を推進し、保護者等の理解を得た上で実施しています。	F（その他）
10	V 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	1 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	(2) 学校教育の充実	県教委のハラスメント指針に、スクールハラスメントについての記載がない。ハラスメント防止の指針にしっかりと明記すべきである。また、市教委の学校におけるハラスメント防止指針についても、同様である。	スクールハラスメント防止については、「学校におけるわいせつ、セクハラ行為防止のためのガイドライン」に基づき取り組んでおり、今後も引き続き、未然防止に向けた取組を徹底していきます。	F（その他）
11	V 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	1 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	(2) 学校教育の充実	毎年度、県教委学校調整課が県内の各学校に調査をしている、「性別で分けない名簿」に関する調査では、「日常的に使用する学級名簿の使用割合」が低い。各学校では、性別で分けない名簿を作成しても、日常的な使用段階までには、至っていない。調査をもとに分析した上で計画目標値を設定すべきだ。ゆえに、「学校における男女混合名簿の日常的な使用率」とするべきである。「日常的な」を取り入れることを強く望む。また、性を男と女という二元論ではなく、「男女混合名簿」ではなく、「性別で分けない名簿」とするべきである。	いわて県民計画（2019～2028）政策推進プランにおいて、「学校における男女混合名簿の使用率」を具体的推進方策指標として掲げ、使用状況調査結果と使用事例の情報提供等を行いながら、学校における男女平等の意識醸成に推進に取り組むこととしており、今後とも男女共同参画の実現に向けた基盤の整備に取り組んでいきます。	D（プランの推進に当たって参考とするもの）
12	V 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	1 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	(2) 学校教育の充実	県教委のハラスメント指針に、スクールハラスメントについての記載がない。ハラスメント防止の指針にしっかりと明記するべきである。また、市教委の学校におけるハラスメント防止指針についても、同様である。	スクールハラスメント防止については、「学校におけるわいせつ、セクハラ行為防止のためのガイドライン」に基づき取り組んでおり、今後も引き続き、未然防止に向けた取組を徹底していきます。	F（その他）

**意見検討結果一覧表**  
**（案名：いわて男女共同参画プラン（素案）についての意見募集）**

番号	大区分	中区分	小区分	意見	検討結果（県の考え方）	反映状況
13	Ⅲ 女性の活躍支援	2 仕事と生活を両立できる環境づくり	(2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	近年、実に様々な権利の獲得及び拡充がなされてきた。しかし生活様式が多様化する今、これで十分ということなく、見えない苦しみの中にある少数派の人々の小さき声に耳を傾け続ける必要がある。更年期障害が対象となる休暇の獲得やつわり休暇の制度の拡充に加え、生理休暇の拡充、里親委託を受けるための休暇制度の獲得などさまざま考えられる。そのためには一つでも多くの声を拾い集めてうねりに変えていくことが必要だが、そうなりにくい要因の一つとして「名称」の問題があげられる。職場において多数の同僚がいる中で、あるいは管理職と対一の場であったとしてもなかなか「生理休暇を…」 「更年期障害休暇を…」とは申告しづらい心情になる。せめてその一点だけでも解消するために、制度の中身はもちろんだが、ぜひとも名称の工夫についても考慮しながら運動をすすめる必要がある。	休暇を取得しやすい環境整備をはじめとした仕事と生活の調和の推進に当たっては、企業や関係団体に対し、制度の周知のほか、優良事例や先進的な事例を表彰して広くPRするなどの方法により、その普及を図ることとしているところであり、御意見にありました休暇の名称の工夫などについても、優良事例等を広く発信、普及していきます。	D（プランの推進に当たって参考とするもの）
14	I あらゆる分野における女性の参画拡大	1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	—	意思決定過程での女性の参画と同様に、あらゆる分野の政策・方針にジェンダーの視点を取り入れることを明記すべきと考えます。 SDGsにおいても、ジェンダー主流化は今や世界標準となっています。	御意見を踏まえ、第3章各論のI-1の《目指す姿》を以下のとおり修正しました。 【修正前】 「政治、行政、経済等、社会のあらゆる分野における政策・方針決定過程に男女が共に参画することにより、多様性に富んだ、活力のある社会が形成されています。」 【修正後】 「政治、行政、経済等、社会のあらゆる分野における政策・方針決定過程に男女が共に参画することにより、 <u>男女共同参画の視点に立った</u> 、多様性に富んだ、活力のある社会が形成されています。」	A（全部反映）

**意見検討結果一覧表**  
**（案名：いわて男女共同参画プラン（素案）についての意見募集）**

番号	大区分	中区分	小区分	意見	検討結果（県の考え方）	反映状況
15	Ⅲ 女性の活躍支援	2 仕事と生活を両立できる環境づくり	(2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	<p>女性が働きにくい理由によると、「労働条件が整っていない」という項目が、58.3%と一番高い割合である。</p> <p>実際に、職場の女性で、不妊治療のために長期で休みが欲しいという方がいた。無給でも良いのでまとまった休みがあれば、体をいたわりながら治療し、妊娠の確率も高まると考える。</p> <p>仕事を辞めることなく、そうしたことにも取り組めるように、県の支援があれば良い。</p> <p>具体的には、県職員から権利を拡充し、一般企業にも波及するようであれば良いと思う。</p>	<p>県では、仕事と子育ての両立支援などに取り組む企業等を「いわて子育てにやさしい企業等」として認証するほか、顕著な成果があった企業を表彰して、企業の取組を支援しています。不妊治療に係る休暇制度についても、「いわて子育てにやさしい企業等」の認証の際に評価し、企業の取組を推奨しているところです。また、各種両立支援制度の周知やこれらの制度を活用しやすい環境の整備について、企業や関係団体へ継続して働きかけるほか、優良事例や国の助成制度等に関する情報提供等も行っていくこととしています。</p> <p>なお、県職員については、育児や介護に加え、不妊治療などにも対応した有給休暇制度を設けるなど、様々な事情を抱える職員が安心して働き続けることができる環境整備に取り組んでいるところです。今後におきましても、ご指摘の趣旨も踏まえながら、柔軟な勤務時間の設定や、モバイルワークの推進など、県職員がより一層働きやすい職場環境の整備に取り組んでいきます。</p>	C（趣旨同一）
16	V 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	1 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	主要指標	<p>毎年、調査が行われている結果をみて、性別で分けない名簿の使用率が低い事に驚いた。本校でも昨年より、日常使用になるまで、要録や通信簿なども同様の名簿で使用する事で無理なく取り入れられました。使用できない学校は、どの様に取り入れていくかの情報が浸透していないだけかもしれないと思います。</p>	<p>いわて県民計画（2019～2028）政策推進プランにおいて、「学校における男女混合名簿の使用率」を具体的推進方策指標として掲げ、使用状況調査結果と使用事例の情報提供等を行いながら、学校における男女平等の意識醸成に推進に取り組むこととしており、今後とも男女共同参画の実現に向けた基盤の整備に取り組んでいきます。</p>	D（プランの推進に当たって参考とするもの）
17	Ⅳ 多様な困難を抱えた女性への支援と女性の健康支援	1 女性に対するあらゆる暴力の根絶	(1) 女性に対する暴力を防ぐ環境づくり	<p>女性に対するあらゆる暴力の根絶について</p> <p>SNSなどで簡単に子どもや女性が性被害の対象になりやすい世の中になってきていることをニュースから感じる。被害にあっても、正しい知識が無いと言えないで、問題が広がってしまうことになる。学校で、教えていかなければならないが、まず、包括的な人権教育について、教職員が学んでいかなければならない。</p>	<p>「いわて県民計画（2019～2028）」や「岩手県教育振興計画」において、自他の生命を大切にし、他者の人権を尊重する「豊かな心の育成」を重要な柱として位置付けており、教職員向けのいわて道徳教育ガイドブックや人権教育啓発リーフレットを作成するなど、道徳教育及び人権教育の充実に取り組んでおり、今後とも取組を進めていきます。</p>	C（趣旨同一）

**意見検討結果一覧表**  
**（案名：いわて男女共同参画プラン（素案）についての意見募集）**

番号	大区分	中区分	小区分	意見	検討結果（県の考え方）	反映状況
18	Ⅲ 女性の活躍支援	2 仕事と生活を両立できる環境づくり	(2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	<p>ダブルケアに関して、具体的な推進内容・方法が書かれている点が良い。また、計画に書かれることによって、ダブルケア問題を通して、男女共同参画を担当する部署と、福祉を担当する部署、労働を担当する部署が適切に連携をとっていただける期待が持てる。</p> <p>しかしながら、県の動きはよく分かるが、実際にダブルケア当事者が相談に訪れる身近な場所では、まだまだ『ダブルケアへの理解』浸透しているとは言い難い。ダブルケア当事者が相談に訪れる窓口が多岐に渡っているのも、なかなか浸透していかない理由の一つとも思う。男女共同参画、子育て、介護、医療、女性相談、労働etc. 困りごとの裏側に隠れているかもしれない『ダブルケア問題』を見落とすな！という周知がまずは第一であると感じる。</p> <p>個人的には、窓口を一つに絞ることが必ずしも良いとは思わないが、より広い相談窓口の人たちにダブルケアのことを知ってもらい、そこから確実にダブルケアの専門的な相談・支援を受けられる窓口へつないでもらえるような仕組みが必要と思う。</p> <p>なぜなら、ここ最近、当事者の方たちと話して思うのは、無償ケア労働が過ぎすぎて、女性の人権問題であると感じることが多い。自分が体調を崩し、入院しなければならない状況になっても、子育てと介護から逃れられず、心身を削っている人がいる。</p> <p>自分が療養するためのお膳立て（子どもの預け先、要介護者の預け先などの段取り全て）を、せめて一緒に考えてくれる（できることならばケアマネさんのように代行してやってくれる）支援者がいれば、と思ったりする。この支援者はダブルケア以外にも、複合的課題を抱える家庭への支援者として活用できるはずだ。</p> <p>ダブルケア問題に関しては、福祉に関する課と男女共同参画や女性問題を取り扱う課において、よりいっそう連携して取り組んでいただきたい。</p>	<p>ダブルケアに関する支援については、今年度、「岩手県地域福祉推進フォーラム」の機会を活用し、ダブルケアに関する支援団体による取組事例発表を行ったほか、ダブルケアに関する基本情報や当事者、支援者にとって必要な情報等を整理した「ダブルケアガイドブック」を新たに作成するなど、市町村、福祉関係者等にダブルケア支援の必要性に係る理解醸成等を図っているところです。</p> <p>また、ダブルケアなど多様な福祉ニーズに対応する福祉人材として、地域福祉活動コーディネーターの養成に取り組んでいるほか、市町村における介護、子育てなどの相談支援を一体的に行う総合相談窓口の設置を促進しているところであり、今後も身近なところで適切に相談支援が受けられる体制の整備を進めていきます。</p> <p>なお、ダブルケア問題については、女性に負担が集中したり、困難が深刻化しないためにも、男女共同参画の推進が重要であることから、第3章各論の「V男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」に「3男性の家庭生活への参画と社会全体で子育て・介護等を支援する環境づくり」を盛り込み、家事・育児・介護への男性の参画や多様な子育て・介護支援サービスの充実に取り組むこととしています。</p> <p>ダブルケアなど複合的な課題を抱えた方に対し、必要な支援を行うためには、保健福祉分野の取組のほか、男女共同参画分野、産業・雇用分野など、福祉以外の様々な分野と連携していく必要があると認識しており、より一層連携して取り組んでいきます。</p>	D（プランの推進に当たって参考とするもの）
19	Ⅲ 女性の活躍支援	3 男女均等な雇用機会・待遇の確保など雇用環境の整備	—	<p>新型コロナウイルス感染症の流行により、女性の雇用に影響が出てきているとのニュースを見聞きします。</p> <p>東日本大震災の復興もそうなのですが、コロナ禍の中、女性が安心して働くことができるような社会が望ましいと思います。</p>	<p>御意見にありましたコロナ禍での安心して働くことのできる環境づくりについては、県内の経済団体等に対し、国や県の支援策を最大限活用し、雇用の維持に努めていただくよう要請を行っており、今後も継続的に支援策の周知や活用の促進を図りながら、安定的な雇用の確保を働きかけていくこととしています。</p>	D（プランの推進に当たって参考とするもの）

**意見検討結果一覧表**  
**（案名：いわて男女共同参画プラン（素案）についての意見募集）**

番号	大区分	中区分	小区分	意見	検討結果（県の考え方）	反映状況
20	V 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	3 男性の家庭生活への参画と社会全体で子育て・介護等を支援する環境づくり	—	なぜ、「女性」を強調するのか？困難な生活状況に置かれているのは80代の親の世話を一人で行っている50代の独身男性も同様で、岩手県の中では、こういった人々が「孤立」しているケースが多い。「男女共同」とする以上、「男性」への差別となってはならない。男性、特に50代独身、親と同居している男性への支援を明記しなければ、この素案は無意味であると考えられる。ゼロベースからの再検討を望む。	高齢化が進む中、女性のみならず男性も親や配偶者の介護を担う負担が増大する可能性が高まっており、男性に対する支援も重要であることから、第3章各論の「V男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」に「3男性の家庭生活への参画と社会全体で子育て・介護等を支援する環境づくり」を盛り込み、両立支援制度の男性も含めた取得促進等の職場環境整備や、男性からの多様な相談ニーズに対応するための男性相談の実施等に取り組むこととしています。	C（趣旨同一）
21	I あらゆる分野における女性の参画拡大	1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	—	あらゆる分野における女性の参画拡大について意思決定過程での女性の参画と同様、あらゆる分野の政策、方針にジェンダーの視点を取り入れることを明記すべきである。SDGsにおいても、ジェンダー主流化は世界的な流れとなっている。	御意見を踏まえ「目指す姿」を以下のとおり修正しました。 <b>【修正前】</b> 「政治、行政、経済等、社会のあらゆる分野における政策・方針決定過程に男女が共に参画することにより、多様性に富んだ、活力のある社会が形成されています。」 <b>【修正後】</b> 「政治、行政、経済等、社会のあらゆる分野における政策・方針決定過程に男女が共に参画することにより、 <u>男女共同参画の視点に立った</u> 、多様性に富んだ、活力のある社会が形成されています。」	A（全部反映）
22	全般	—	—	「男女共同参画社会基本法が制定されて20年経ったが、この20年の取り組みの結果は、GGGI121位という、日本は世界の中で極めて人権が尊重されない国になったということだと感じます。様々な取り組みがされてきたはずなのですが、依然として近代日本の男女のありようであった男性中心の社会は改善されていないように思えます。男女共同参画は、女性の権利や立場を男性と対等にするものだと認識しているのですが、弱い立場の者を引き上げるには強い立場にある者が意識して積極的に改変を図らなくては難しいことが多いのです。私たちの国の男性にその気概があったのでしょうか。男女共同参画の意義や到達点を、すべての国民が周知し、女性の権利や立場を向上しようと積極的に行動してこなかった20年間だと思います。 第5次男女共同参画基本計画を策定するのであれば、政府が全国民にむけて確固たるメッセージを送り、本気で女性の権利や立場を男性と対等のものとし、男女共同参画社会を目指していただきたいと思います。」と、国の第5次男女共同参画基本計画策定へのパブリックコメントを送りましたが、同様のことを岩手県にもお願いしたいです。やるのであれば、本気で取り組み、県民に対して確固たるメッセージを送っていただきたいと思います。	「第1章 現状と課題」の「1 男女共同参画をめぐる社会情勢の変化」において、人口減少の一層の進行などの5つの社会情勢の変化をあげ、こうした変化に対応するためには、男女共同参画社会の実現に向けた取組が重要であることについて記載しています。 また、「第4章 計画の推進」において、この計画を着実に推進するためには、県や市町村の取組はもとより、各種団体、NPO、企業、そして県民一人ひとりが自らの課題として問題意識を持ち、自主的、主体的に実践するとともに、互いに連携しながら解決に向けて取り組むことが大切であるとの記載を盛り込み、男女共同参画の意義・必要性等について普及啓発に取り組むとともに、各主体との連携強化や、取組への働きかけ又は支援を行うこととしています。	C（趣旨同一）

**意見検討結果一覧表**  
**（案名：いわて男女共同参画プラン（素案）についての意見募集）**

番号	大区分	中区分	小区分	意見	検討結果（県の考え方）	反映状況
23	I あらゆる分野における女性の参画拡大	1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	—	<p>我が国の男女共同参画が進まない1番の理由は、政策・方針決定過程に女性が参画していないことだと考えます。そのために男女共同参画基本法があるのだとは思いますが、この20年間、積極的に女性を登用してきたようには見えません。これまでできなかったことを実現するにはたいへんなエネルギーが必要ですが、その熱が感じられません。国政においても、政策・方針の決定は男性によって行われています。そこに女性を入れ、多様な立場の考えを反映させていってほしいと思っています。</p> <p>女性が活躍できない理由としては、家事や育児などの問題、幼少期から女性は前に出ないというステレオタイプ、リーダーシップをとるためのスキルの不足、また、はっきりものをいう女性をバッシングする社会の風潮など多岐に渡っているようです。本気で女性の参画を奨励するならば、このような問題を解決していくための強いメッセージを送っていただき、女性を支える男性を増やしてほしいと思います。男性がこのことを理解し、積極的に女性を支えなければ、数値目標を掲げても実現しないと思います。</p>	<p>男女共同参画社会の実現に向けては、あらゆる分野の取組に女性が参画し能力を発揮すること、女性が意思決定過程に参画し多様なニーズや意見を反映させていくことが不可欠ですが、様々な分野の政策・方針決定過程において、女性が占める割合がまだ低いという現状等から、柱の一つ目に「あらゆる分野における女性の参画拡大」を掲げ、女性の参画や意見を反映する取組を促進することとしています。</p> <p>また、男性への理解を広げることが重要であることから、男女共同参画サポーターの男性認定者数を主要指標として、男女共同参画の視点を持ち活動する男性を増やすよう取組を進めることとしています。</p>	C（趣旨同一）
24	V 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	1 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	(2) 学校教育の充実	<p>男女混合名簿（性別二元では苦しい子がいます。「性別で分けられない名簿」と通称を変えてほしいです）を、2022年までに完全導入ということは、ようやく岩手県も他県に追いついたということで喜ばしく思っています。しかし、これは男女共同参画の入り口です。男女共同参画について学校教育の現場では殆ど周知されていない状況です。全ての教職員に男女共同参画について理解させなくてはなりません。学校教育に多くのものが課され教員は過労死寸前です。しかし、男女共同参画の学習は特別に時間を割いて教えるものではなく、日々の生活の中で身に付けていくものですから、教員に男女共同参画の知識と意欲があればできると考えますし、ぜひ行ってほしいと思います。教員養成課程に、男女共同参画の内容をいれていただけるといいかと思えます。できることなら全教職員に男女共同参画の研修をしていただきたい。</p> <p>男女共同参画社会をこれから担っていく年齢期の子どもたちの男女の固定観念を取り除いていくことはとても大切だと考えます。さらに、性的マイノリティの子たちにも配慮して、制服の廃止もしくは選択制を全国的に展開してほしいと考えます。メディア等においても、男子向け、女子向けといった固定観念を無くしていくよう働きかけていただければと思います。</p> <p>校長や教頭など意思決定過程への女性の登用を推進することには賛成です。大人に対しても子供に対しても、女性が活躍できることへのよいモデルになると考えます。</p>	<p>男女混合名簿については、いわて県民計画（2019～2028）政策推進プランにおいて、「学校における男女混合名簿の使用率」を具体的推進方策指標として掲げ、使用状況調査結果と使用事例の情報提供等を行いながら、学校における男女平等の意識醸成の推進に取り組むこととしており、今後とも男女共同参画の実現に向けた基盤の整備に取り組んでいきます。</p> <p>また、教職員の研修については、男女共同参画の視点に立った意識や知識を高めるため、V-1-「(2) 学校教育の充実」に教員の研修体系に基づく研修等の充実する旨、盛り込んだところです。</p> <p>制服については、今後も男女共同参画の視点に立った取組を推進していきます。</p> <p>なお、メディア等については、V-2において、「メディアが発信する情報について、男女共同参画の視点での気づきを促すための意識啓発を行う」ことについて盛り込み、取り組みを推進して行くこととしています。</p> <p>さらに、校長や教頭など意思決定過程への女性の登用の推進については、教職員の管理職に占める女性の割合を主要指標に掲げ取り組んでいくこととしており、女性活躍推進行動計画に基づき、女性の管理職への登用を進めていきます。</p>	F（その他）



**意見検討結果一覧表**  
**（案名：いわて男女共同参画プラン（素案）についての意見募集）**

番号	大区分	中区分	小区分	意見	検討結果（県の考え方）	反映状況
25	IV 多様な困難を抱えた女性への支援と女性の健康支援	1 女性に対するあらゆる暴力の根絶	(1)女性に対する暴力を防ぐ環境づくり	<p>加害者側とならないための、被害者とならないための人権教育、性教育が圧倒的に不足していると感じます。義務教育から高校教育までの間、性被害に遭わないための知識や正しい性の知識を学ぶことなく過ごすことが異様です。高校生まで正しい知識も与えられず、卒業したとたんに大人と言われ自己責任で性に対する責任を負わすのは酷すぎます。望まない妊娠のため中絶しなければならない子もいますし、十代の女子が性消費の対象となることも多くあります。性的同意や性被害に遭った時の避妊についても知る必要があります。正しい性知識は男性にも必要です。学校で知識を得られない男性は、インターネットや様々なメディアから誤った情報を得、それがあたかも正しいかのように女性に対して振舞います。この先何十年、私たちの社会から性暴力をなくすためには、子どもたちに正しい性教育を行う必要があると思います。また、性的同意年齢13歳据え置きというのはどう考えても低すぎます（小学校卒業した年で12歳！！）。</p> <p>本気で女性に対する暴力をなくすというのであれば、今の社会に蔓延している男性の意識をとにかく変えていく必要があると思います</p> <p>性教育を小・中・高校で適切に行うよう県でプランニングしていただきたいです。東京都でも昨年、新しい性教育の指針ができました。「いわて性教育プラン」なるものを制定し、全国に先駆けて児童生徒に正しい性の知識を身に付けさせるというのはいかがでしょうか。正しく性教育を行うためには、指導できる指導者が必要です。教職員も正しく性教育を受けてきていない大人ばかりですから、もしかしたら抵抗が大きいかもしれません。家庭教育における性教育も同様に、親が正しく指導できないかもしれません。我が国はこれまで性教育を避けてきたので、性をおおらかに語ることに抵抗があるように思います。しかし、性教育、人権教育は、男女共同参画に絶対に必要だと感じます。</p>	<p>本県では平成25年に学校における健やかな心と体を育む性に関する指導の進め方について取りまとめた「生き生きいわての性教育」を作成したところであり、県内各校にリーフレットを配付し、その活用を通じた適切な性に関する指導の実践を推進しているところです。</p>	F（その他）
26	V 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	1 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	主要指標	<p>毎年度、県教委学校調整課が県内の各学校から調査している「性別で分けない名簿」に関する調査から、「日常的に使用する学級名簿の使用割合」が低いことが分かる。性別を分けない名簿を作成しても日常的な使用段階までには至っていないと思われる。日常的な使用が広まる取り組みを行うことを望む。</p>	<p>いわて県民計画（2019～2028）政策推進プランにおいて、「学校における男女混合名簿の使用率」を具体的推進方策指標として掲げ、使用状況調査結果と使用事例の情報提供等を行いながら、学校における男女平等の意識醸成に推進に取り組むこととしており、今後とも男女共同参画の実現に向けた基盤の整備に取り組んでいきます。</p>	D（プランの推進に当たって参考とするもの）

**意見検討結果一覧表**  
**（案名：いわて男女共同参画プラン（素案）についての意見募集）**

番号	大区分	中区分	小区分	意見	検討結果（県の考え方）	反映状況
27	V 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	1 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	(2) 学校教育の充実	人権など、学校でも必要なことをきちんと教えていく必要がある。性教育は男女問わず教育することが大事である。そして、研修会を行い、まずは教員の意識を変えていかなければならない。	県では、学校保健担当者や養護教諭を対象とし、学校における性の指導の在り方・進め方やLGBTに関する教員研修を実施することで、教員の資質向上を図っているところです。	F（その他）
28	IV 多様な困難を抱えた女性への支援と女性の健康支援	3 生涯にわたる女性の健康支援	(1) 性と生殖に関する健康と権利の推進	「望まない妊娠・中絶や性感染症を防止する」ことに関しては、女性に対する支援だけではなく、男性に対しての啓蒙が必要となるはず。性別を問わずに両性に応じた指導・啓蒙を明確に表現するべきと考えます。	学校における性教育は、学習指導要領及び各校の性に関する指導の計画に基づき、児童・生徒の実態や課題に応じて、教育活動全体を通じた各教科等において関連付け、適切に指導を実施していきます。	D（プランの推進に当たって参考とするもの）
29	V 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	1 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	(2) 学校教育の充実	学校教育の充実での「男女混合名簿の使用拡大を促進」ではなく完全実施を目指すべきではないか。	いわて県民計画（2019～2028）政策推進プランにおいて、「学校における男女混合名簿の使用率」を具体的推進方策指標として掲げ、使用状況調査結果と使用事例の情報提供等を行いながら、学校における男女平等の意識醸成に推進に取り組むこととしており、今後とも男女共同参画の実現に向けた基盤の整備に取り組んでいきます。	C（趣旨同一）
30	III 女性の活躍支援	3 男女均等な雇用機会・待遇の確保など雇用環境の整備	(1) 雇用の場における均等な機会及び待遇確保推進	「働く女性が母性を尊重されつつ働き続けることができるよう、」において「母性」の意味する内容が不明確と感じる。具体的に何を尊重すべきなのかを示すような方向づけにすべきと感じる。	「母性」については、妊娠・出産等に関わる女性の特性を指しており、「母性を尊重されつつ」という表現は、男女雇用機会均等法の基本的理念（同法第2条第1項）でも用いられているところです。	F（その他）
31	IV 多様な困難を抱えた女性への支援と女性の健康支援	3 生涯にわたる女性の健康支援	(1) 性と生殖に関する健康と権利の推進	「エイズ、性感染症、薬物乱用防止」は、女性、胎児だけではなく男性にも関わることでない。両性を視野に入れるべき。	性行動が活発化する若い世代を中心に、HIV、性感染症の予防および感染拡大防止のための予防啓発を行うとともに、感染の早期発見に向けて県民がHIV抗体検査、性感染症検査を受けやすい検査相談体制づくりに取り組んでいるところです。引き続き、各関係機関との連携を強化し、普及啓発活動等を実施しているところであり、今後の取組の推進に当たり参考とさせていただきます。	D（プランの推進に当たって参考とするもの）
32	V 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	2 男女共同参画の視点に立った意識改革と制度・慣行の見直し	(2) 多様な性の尊重と性的マイノリティ（LGBT等）への偏見や差別の解消	性的マイノリティへの理解促進だけではなく、公的機関での男女共用トイレ（パブリックトイレ）の拡充など理念だけではなくマイノリティへの配慮を具体的に示す必要があるのではないかと。	性的マイノリティ（LGBT等）については、偏見や差別の解消が重要であることから、施策方向に、性的マイノリティ（LGBT等）の状況やニーズに対する理解を深めるための行政や関係機関の職員等を対象とした研修の実施を盛り込んでいますが、こうした研修の中で、具体的な配慮等についても示していくこととしています。	C（趣旨同一）

**意見検討結果一覧表**  
**（案名：いわて男女共同参画プラン（素案）についての意見募集）**

番号	大区分	中区分	小区分	意見	検討結果（県の考え方）	反映状況
33	IV 多様な困難を抱えた女性への支援と女性の健康支援	3 生涯にわたる女性の健康支援	(1)性と生殖に関する健康と権利の推進	妊娠・出産に関わる保健医療対策の充実に関して、盛岡市等を除く市町村では圧倒的に産科病院が不足している現状なのではないか。出産時の母子のリスクを少しでも軽減できるような医療体制の構築に向けての取り組みが必要と感じる。また、この取り組みは、一朝一夕で成し遂げられるものとは思えない。同様に女性の健康を支える婦人科の病院も同じような状況ではないか。以上から女性に関わる医療体制の充実のてこ入れを図って欲しい。	<p>本県の周産期医療については、産科医師の不足や病院・診療所の地域偏在があり、通常の9つの保健医療圏のくくりでは対応が難しいことから、専門家や関係者の御意見等を踏まえ、4つの周産期医療圏を設定しているところであり、総合周産期母子医療センター（岩手医科大学附属病院）を中心として、医療機関の機能分担や連携のもと、ローリスクからハイリスクまで分娩リスクに応じた医療提供体制を整備しているところです。</p> <p>このような医療提供体制を進めるにあたっては、何よりも医師の確保が必要であり、長年にわたって周産期医療に従事し、後進の指導にあたっている医師や、使命感をもって周産期医療の分野での活躍を志す若い医師など多くの人材により、本県の周産期医療が支えられているところであり、これらの人材を大切にしながら、新たな人材を育成していくことが重要と認識しています。</p> <p>このため県では、これまでの「医師確保対策アクションプラン」に基づく様々な取組に加え、平成30年度から、産婦人科・小児科を専攻した奨学金養成医師に対して、義務履行とキャリア形成の両立を支援し、義務履行の全期間を地域周産期母子医療センターでの勤務に専念できる特例措置を設けたところであり、この特例措置の的確な運用により、産科医及び小児科医を志望する養成医師の増加に取り組んで参ります。</p> <p>また、併せて分娩取扱医療機関の少ない地域での新規開設や再開を支援するための補助制度やハイリスク妊産婦が妊婦健診等のために周産期母子医療センターへ通院若しくは入院又は近隣の宿泊施設に待機宿泊する際に要する経費を助成する岩手県ハイリスク妊産婦アクセス支援事業により、県内どの地域においても安心して出産できる体制の構築を進めていきます。</p>	D（プランの推進に当たって参考とするもの）
34	IV 多様な困難を抱えた女性への支援と女性の健康支援	2 困難を抱えた女性への支援	—	男女問わず「非正規雇用」、「労働環境」などについて、取り組んでいかなければならないと考える。また、経済的な部分で、女性は弱者になりやすい状況でもあるが、女性に限るのではなく、弱者を支えるという視点で考え、男女共に弱者に対するセイフティーネットのようなものを具体的に示して欲しい。	<p>御意見を踏まえ、次の内容を盛り込みました。</p> <p>（現状・課題）</p> <p>○ 女性のみならず性別を理由に、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見を背景に困難を抱える場合があるため、男女共同参画の視点に立ち、多様性を尊重する環境づくりを進めることが必要です。</p> <p>（施策の方向(2)）</p> <p>○ 性的マイノリティ（LGBT等）や、その関係者に対する相談体制の充実を図ります</p>	A（全部反映）

**意見検討結果一覧表**  
**（案名：いわて男女共同参画プラン（素案）についての意見募集）**

番号	大区分	中区分	小区分	意見	検討結果（県の考え方）	反映状況
35	I 女性の参画拡大	2 地域社会における男女共同参画の推進	(2)若者や女性をはじめとした多様な主体の参画による地域社会づくりの推進	「2) 若者や女性をはじめとした…」について「女性をはじめとした…」あるいは「女性や若者をはじめとした」への修正をご検討ください。男女共同参画推進にはユースの参画も不可欠ですが、本計画の位置づけから、ご提案のように修正した方がよいと考えます。	御意見を踏まえ、「女性や若者をはじめとした」に修正しました。	A（全部反映）
36	II 東日本大震災津波からの復興と防災における男女共同参画の推進	2 防災における男女共同参画の推進	—	施策の基本的方針の1つに、この項目が掲げられていることを歓迎します。実施にあたっては、男女共同参画の視点を踏まえた国の防災政策だけでなく、国際的なガイドラインも参照し、岩手県がこのことについて世界をリードしてくださることを期待します。	地域防災力の強化を図るためには、女性をはじめ、地域における多様な視点を取り入れていくことが重要であり、防災対策の推進に向けた活動が男女共同参画の視点で行われるよう、引き続き柱として掲げ推進することとしました。 推進にあたっては御意見を参考とさせていただきます。	F（その他）
37	II 東日本大震災津波からの復興と防災における男女共同参画の推進	1 東日本大震災津波からの復興における男女共同参画の推進	(1)復興に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大	「1) 復興に関する政策・方針決定…」について「女性の参画」について、女性の多様性にも着目して推進されることが重要です。「女性の参画の推進」「女性の参画を進める」際に、女性の多様性も踏まえることをここで明記してくださるようご検討をお願いします。多様性の視点、多様な困難を抱えた女性の視点は、単独の章にとどまるものではなく、すべての章取組に横ぐしをさすものとして位置づけられることが大切です。	復興に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大にあたっては、女性の多様な意見を反映することが重要であることから、「女性の多様な意見を反映できるよう」との文言を加え、その趣旨を盛り込みました。	A（全部反映）
38	II 東日本大震災津波からの復興と防災における男女共同参画の推進	1 東日本大震災津波からの復興における男女共同参画の推進	(3)男女別統計情報の活用	「3) 男女別統計の活用」について効果的な男女共同参画の推進に不可欠な事柄が含まれており、評価できます。「調査方法や集計方法を工夫するとともに、その結果を復興施策へ反映」だけでなく、データの積極的公表についても明記してください。	復興に関する意識調査で集計した男女別統計情報については、得られたデータを公表して広く閲覧、活用していただくことも重要であることから、調査結果の公表について盛り込みました。	A（全部反映）

**意見検討結果一覧表**  
**（案名：いわて男女共同参画プラン（素案）についての意見募集）**

番号	大区分	中区分	小区分	意見	検討結果（県の考え方）	反映状況
39	IV 多様な困難を抱えた女性への支援と女性の健康支援	1 女性に対するあらゆる暴力の根絶 2 困難を抱えた女性への支援	-	「多様な困難を抱えた女性への支援と女性の健康支援」について施策の基本的方針の1つとして重要な項目ですが、枠組みと表現をご修正くださるようお願いいたします。国の第5次男女共同参画基本計画は、第6分野で「男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備」としています。女性であるために困難を抱える人たちが少なくないことは事実ですが、「性別を理由とした困難」としてとらえることで、男性であるための困難や、性的指向・性別自認・性別表現による困難を抱える人たちも本プランが包摂するには、「女性」という視点にとどまらず「性別」による課題として広くとらえることが不可欠です。同様の理由で、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」は「性別を理由としたあらゆる暴力の根絶」に修正してくださるようお願いいたします。	本項目については、経済社会における男女が置かれた状況の違い等を背景とした課題を取り上げまとめたところですが、御意見を踏まえ、次の内容を盛り込みました。 (IV-1 現状・課題) ○ 関係機関が連携して、暴力を許さない社会づくりに向けた意識啓発、 <u>性別に起因する暴力の多様な被害者に対する相談窓口の整備</u> 、社会復帰や自立のための支援体制の整備に取り組む必要があります。 (IV-1 施策の方向(1)) ○ <u>相談窓口の周知、相談を促す広報・啓発等や相談体制の整備など、性別にかかわらず被害者が相談しやすい環境の充実に向けた取組を推進</u> します。 (IV-2 現状・課題) ○ <u>女性のみならず性別を理由に、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見を背景に困難を抱える場合があるため、男女共同参画の視点に立ち、多様性を尊重する環境づくりを進めることが必要</u> です。 (IV-2 施策の方向(2)) ○ <u>性的マイノリティ（LGBT等）や、その関係者に対する相談体制の充実を図ります。</u>	B（一部反映）
40	IV 多様な困難を抱えた女性への支援と女性の健康支援	1 女性に対するあらゆる暴力の根絶	皆さんに期待すること	《皆さんに期待すること》の企業の項目について単純な表記のことでありますが、「セクシャル・ハラスメント」は「セクシュアル・ハラスメント」にご修正をお願いします。	「セクシュアル・ハラスメント」に変更しました。	A（全部反映）
41	V 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	2 男女共同参画の視点に立った意識改革と制度・慣行の見直し	(2) 多様な性の尊重と性的マイノリティ	《目指す姿を実現するための施策の方向》の「2)多様な性の尊重と性的マイノリティ LGBT 等への偏見や差別の解消」性的指向・性別自認・性別表現により岩手県で生活することに困難を感じている人たちは、小さな子から高齢期の人までいらっしゃいます。そのような現実から、この項目が含まれたことを支持します。挙げられている相談体制の充実や研修等を通じたさまざまなステークホルダーの意識啓発は不可欠ですが、偏見や差別の解消につながるような制度の導入は、そのような意識啓発を促進します。県レベルでの同性パートナー制度導入の検討など、地域の当事者や支援グループとの協議による制度の検討についても、盛り込むことを検討してくださるようお願いいたします。	パートナーシップ制度等の制度の導入については、多様な性に配慮する取組のひとつであると認識していますが、まずは男女共同参画センターにおける相談対応や、多様な性への理解促進を図るための出前講座を実施する等の普及啓発の取組を積み重ねながら、性別にかかわらず、一人ひとりが尊重される社会の実現に向けた意識の醸成を推進することとしています。御意見については、今後の取組の推進に当たり参考とさせていただきます。	D（プランの推進に当たって参考とするもの）

**意見検討結果一覧表**  
**（案名：いわて男女共同参画プラン（素案）についての意見募集）**

番号	大区分	中区分	小区分	意見	検討結果（県の考え方）	反映状況
42	全般	—	—	<p>基本理念を読んでいて、「異性愛者」や「シスジェンダー」の人たち以外の存在が見えにくいと感じました。</p> <p>今後、岩手県男女共同参画推進条例自体の見直しも必要ではないでしょうか。性的マイノリティの存在も包摂した条例や計画になることを期待します。</p>	<p>本プラン（素案）の基本目標では、従来の男女という枠にとどまらず、性的指向や性自認等の多様性も含めた目標として、「性別にかかわらず、一人ひとりが尊重され、共に参画できる社会の実現」を掲げたものであり、多様な生き方が認められるような社会の実現に向けプランを推進することとしています。御意見については、今後の取組の推進に当たり参考とさせていただきます。</p>	D（プランの推進に当たって参考とするもの）
43	Ⅲ 女性の活躍支援	—	—	<p>性的マイノリティが働きやすい職場づくりに関する項目の追加も検討していただきたいです。</p> <p>性的マイノリティが働きやすい岩手の企業を認定し、公表する事業などもニーズがあると感じています。</p> <p><a href="http://www.lgbtcareer.org">http://www.lgbtcareer.org</a>  <a href="https://jobrainbow.jp">https://jobrainbow.jp</a>                      こちらをイメージしております。</p>	<p>性的マイノリティ（LGBT等）が働きやすい環境づくりについては、企業等への理解促進を図るため、出前講座等の取組を進めているところであり、御意見については、今後の取組の推進に当たり参考とさせていただきます。</p>	D（プランの推進に当たって参考とするもの）
44	Ⅳ 困難を抱えた女性支援・健康支援	1 女性に対するあらゆる暴力の根絶	(1)女性に対する暴力を防ぐ環境づくり	<p>同性間でもデートDVやDVが起こる可能性があります。また男性が性暴力被害に遭う可能性もあります。そのことを踏まえた文章にできないか検討をお願いします。</p>	<p>配偶者からの暴力は、女性の被害者が多いのは事実ですが、男性からの被害相談もあり、性の区別なく加害者にも被害者にもなり得ることを理解し、公平な目線での支援が求められることから、「(4)被害女性等に対する救済策の充実」の項目内において「性別を問わず被害者のニーズに応じた支援体制の充実を図ること」を盛り込んでいるものです。</p> <p>また、「はまなすサポート」は、設置当初から、女性だけでなく全ての性犯罪・性暴力被害者の支援を行っています。今後とも多様な相談者に適切に対応できるよう、対応能力向上のための研修会への参加等を行っていきます。</p> <p>なお、御意見を踏まえ、次の内容を盛り込みました。</p> <p>（Ⅳ-1 現状・課題）</p> <p>○ 関係機関が連携して、暴力を許さない社会づくりに向けた意識啓発、<u>性別に起因する暴力の多様な被害者に対する相談窓口の整備</u>、社会復帰や自立のための支援体制の整備に取り組む必要があります。</p> <p>（Ⅳ-1 施策の方向（1））</p> <p>○ <u>相談窓口の周知、相談を促す広報・啓発等や相談体制の整備など、性別にかかわらず被害者が相談しやすい環境の充実</u>に向けた取組を推進します。</p>	A（全部反映）

**意見検討結果一覧表**  
**（案名：いわて男女共同参画プラン（素案）についての意見募集）**

番号	大区分	中区分	小区分	意見	検討結果（県の考え方）	反映状況
45	V 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	2 男女共同参画の視点に立った意識改革と制度・慣行の見直し	(2)多様な性の尊重と性的マイノリティ(LGBT等)への偏見や差別の解消	多様な性の尊重と性的マイノリティ(LGBT等)への偏見や差別の解消の項目に、岩手県単位でパートナーシップ制度の導入を目指すという文章を盛り込めないか検討をお願いします。茨城県と群馬県が同制度を導入済み、岐阜県も検討を始めております。差別の解消を目指すのであれば、導入しないという選択肢はないと考えております。	パートナーシップ制度等の制度の導入については、多様な性に配慮する取組のひとつであると認識していますが、まずは男女共同参画センターにおける相談対応や、多様な性への理解促進を図るための出前講座を実施する等の普及啓発の取組を積み重ねながら、性別にかかわらず、一人ひとりが尊重される社会の実現に向けた意識の醸成を推進することとしています。御意見については、今後の取組の推進に当たり参考とさせていただきます。	D（プランの推進に当たって参考とするもの）
46	I あらゆる分野における女性の参画拡大	2 地域社会における男女共同参画の推進	(2)若者や女性をはじめとした多様な主体の参画による地域社会づくりの推進	地域社会における男女共同参画の推進について、「〇市町村に対し、男女共同参画サポーターと協働したまちづくり事業等の実施について働きかけるとともに、必要に応じて、具体の事業における助言や情報提供等の支援を行います」とあります。認定されたサポーターの方々の地域活動を支援することも必要と考えますので、取組指標として男女共同参画サポーターとの連携や協働事業を行っている市町村の割合を盛り込んでください。	男女共同参画サポーターとの協働事業を行っている市町村の割合については、主要指標とはしていないものの、市町村に対して男女共同参画サポーターと協働したまちづくり事業等の実施の働きかけ等を行うことを盛り込み、男女共同参画サポーター認定者の地域活動への参画促進に取り組むこととしています。 また、サポーター認定者を対象に学習機会を再提供し、学びなおしと受講者間の連携やネットワークの構築を図ることを目的として、スキルアップ講座を実施していることから、引き続き、サポーター認定者の活躍の支援となるような取組を推進していきます。	D（プランの推進に当たって参考とするもの）
47	II 東日本大震災津波からの復興と防災における男女共同参画の推進	-	-	本計画案の5つの施策の基本的方向に、東日本大震災津波からの復興と防災における男女共同参画の推進があり、被害が甚大だった岩手県の計画案として取組を継続することを支持します。	復興・防災への取組については、本県にとって引き続き重要課題であることから、引き続き柱として掲げ推進していきます。	C（趣旨同一）
48	II 東日本大震災津波からの復興と防災における男女共同参画の推進	1 東日本大震災津波からの復興における男女共同参画の推進	(3)男女別統計情報の活用	記載の男女別統計情報の活用は重要な視点であり、計画に盛り込まれていることは大変良いと思います。	復興に関する意識調査では、男女別のニーズも把握できるよう、男女別で回答を集計し、その結果を復興施策に反映しています。	C（趣旨同一）
49	II 東日本大震災津波からの復興と防災における男女共同参画の推進	2 防災における男女共同参画の推進	-	令和2年5月に内閣府が策定した男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドラインに基づき、国の第5次男女共同参画基本計画においても地方公共団体の防災・危機管理部局と男女共同参画部局の連携を促進するとされることから、本計画案にその旨を新たに記載する必要があると考えます。	御意見を踏まえ、次の文言を追加しました。 ○ 「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」等に基づき、防災部局と男女共同参画部局が連携して防災対策を推進します。	A（全部反映）

**意見検討結果一覧表**  
**（案名：いわて男女共同参画プラン（素案）についての意見募集）**

番号	大区分	中区分	小区分	意見	検討結果（県の考え方）	反映状況
50	Ⅲ 女性の活躍支援	2 仕事と生活を両立できる環境づくり	—	生理の貧困が問題になっている。家が困窮して生理用品も買えず、学校を休まざるをえないなど、教育を受ける権利や働く権利が大きく制限されてしまう。ピルの処方もわざわざ医師の処方が必要など、煩雑で高価だ。生理用品や薬が必要な人が生涯で支払うお金は高額（毎月の生理用品、下着、鎮痛剤等）であり、生理用品の非課税化、公共施設で無料で配布するなどの対策が必要だ。働く場合も生理休暇が設定されていない職場などがある。生理は個人差があるが、基本的には内臓から出血している状態である。これを読んでいる人が生理を経験したことがあるかはわからないが、出血した状態の人に休暇を認めず働けというのは人権侵害であることが容易にわかるはずである。すべての職場で、雇用形態に関わらず安心して生理休暇をつかえるようにすべきだ。これは雇用側の安全配慮義務にも関連して必要な対策である。	貧困等の生活上困難な状況におかれている女性への支援について、Ⅳ-2 困難を抱えた女性への支援として項目にまとめ、包括的支援の充実等に取り組むこととしています。 また、生理休暇については、女性の健康と安全の保護の観点から労働基準法に定められており、雇用形態にかかわらず取得できるものです。また、母性の保護の観点からも必要な休暇と考えらるる所であり、「Ⅲ 女性の活躍支援」「3 男女均等な雇用機会・待遇の確保など雇用環境の整備」に係る取組として、国と連携して労働基準法の母性保護規定等の周知を図ることとしています。	C（趣旨同一）
51	I あらゆる分野における女性の参画拡大	1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	—	意思決定の場における女性の数を増やすためクォータ制導入などアフーマティブアクションを講じること。	女性の参画拡大を推進するためには、目標を設定し取り組むことが重要であることから、主要指標に「審議会等委員に占める女性の割合」等の目標を掲げ、取り組むこととしています。	C（趣旨同一）
52	V 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	1 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	(2) 学校教育の充実	リプロダクティブヘルス&ライツを早い時期から学校で教える。 性暴力被害を生まないためには、まず加害者を生まないことが先決である。どのような行為が加害、人権侵害にあたるのかを幼い頃から教える。すでに北欧などの国々では早い時期からの性教育が実施されており、性行為の危険性、性病や妊娠による死亡例等を教えることで安易な性行為やDVが減ることに繋がる。	学校における性教育は、学習指導要領及び各校の性に関する指導の計画に基づき、児童・生徒の実態や課題に応じて、教育活動全体を通じた各教科等において関連付け、適切に指導を実施しているところです。	F（その他）
53	V 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	2 男女共同参画の視点に立った意識改革と制度・慣行の見直し	(2) 多様な性の尊重と性的マイノリティ（LGBT等）への偏見や差別の解消	LGBTQ+の人々の人権について 国として同性婚制度が認められておらず、人権が大きく制限されている状態であるため、まだまだ「ヘテロセクシュアルしか存在しない社会」のように錯覚させられている人が多い。これは正しい知識や情報が制限されているためであり、虐待とも言える。LGBTQ+の人が安心して働ける職場の指針となるような基準を設けてほしい。これは女性も男性も安心して産休、育児休暇を取れる、フルタイム8時間でなくても手厚い福利厚生を整える（正規労働者と非正規労働者の差別をなくす）などの職場環境を整えれば、おのずと誰にとっても働きやすい職場になるように、女性の権利とLGBTQ+の権利は別々の問題ではなく、連動して解決すべき問題である。シスジェンダーでヘテロセクシュアル、健常者の男性だけに都合のいい社会制度設計は排除される人があまりに多い。	性的マイノリティ（LGBT等）が働きやすい環境づくりについては、企業等への理解促進を図るため、出前講座等の取組を進めているところであり、御意見については、今後の取組の推進に当たり参考とさせていただきます。	D（プランの推進に当たって参考とするもの）



**意見検討結果一覧表**  
**（案名：いわて男女共同参画プラン（素案）についての意見募集）**

番号	大区分	中区分	小区分	意見	検討結果（県の考え方）	反映状況
54	Ⅲ 女性の活躍支援	3 男女均等な雇用機会・待遇の確保など雇用環境の整備	—	住まいについて 住まいは人権であるが、岩手県は賃金が低すぎて、憲法が定める「文化的で健康的な暮らし」を送ることが難しい。最低賃金700円程度でどうやって家を買うのでしょうか。どうやって断熱設計の家に住み自動車を維持、管理するのでしょうか。賃金を全国一律で引き上げることは最低限の条件として、人間が人間らしく生きられる給料を法律で定めてほしい。それができないなら自治体で不足分を補填したりするべき。女性専用の住宅や低所得者層向けの公営住宅をもっと増やすなどの措置が必要。	賃金等の労働条件の整備については、Ⅲ-3において、男女均等な雇用機会・待遇の確保など雇用環境の整備として項目にまとめ、非正規雇用労働者の労働条件の整備等に取り組むこととしています。 なお、本プランの推進に関連する住宅施策として、公営住宅の入居に関し、寡婦（寡夫）等の特に配慮が必要な世帯について、優先的に入居できるような運用を行っているところであり、頂いた御意見については、今後の取組の推進に当たり参考とさせていただきます。 また、公営住宅の供給については、岩手県住生活基本計画において、公的な支援により居住の安定を図るべき世帯数を推計し、計画期間内における供給量を定め、市町村と連携して公営住宅の整備を図っているところです。	D（プランの推進に当たって参考とするもの）
55	V 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	3 男性の家庭生活への参画と社会全体で子育て・介護等を支援する環境づくり	—	子育てについて 岩手県は広すぎ、地域によって享受できる文化施設に大きな差があり不公平が生じている。とくに僻地の子ども達が不利益を被っている。パチンコ屋ではなく、僻地にこそ映画館や美術館など税金で小さくてもいいので作ることが必要だ。これも積極的に文化に税金を使っている韓国などの例を参考に出来るはず。	本県では、文化振興に向けた取り組みを進めているところであり、御意見については、今後の取組の推進に当たり参考とさせていただきます。	D（プランの推進に当たって参考とするもの）
56	Ⅲ 女性の活躍支援	1 女性の職業生活における活躍の推進	—	岩手県は女性の大学進学率も低く、これはまだまだ「女性は結婚して家庭に入るのだから大学に行かなくてもいい」という考え方が蔓延しているせいではないか。単純に家庭の経済状況が不安定で大学にいけない場合もあるだろうが、大学進学を望む人が誰でも経済的な心配をせずに、また奨学金という名の重いローンを背負わずに済むようにすべき。	国においては、低所得者世帯の者に対し、大学等への修学に係る経済的負担を軽減するため、令和2年度から給付型奨学金の拡充や授業料等減免の取組を進めているところです。御意見の内容については、今後の取組の推進に当たり参考とさせていただきます。	D（プランの推進に当たって参考とするもの）

**意見検討結果一覧表**  
**（案名：いわて男女共同参画プラン（素案）についての意見募集）**

番号	大区分	中区分	小区分	意見	検討結果（県の考え方）	反映状況
57	IV 多様な困難を抱えた女性への支援と女性の健康支援	3 生涯にわたる女性の健康支援	(2) 妊娠・出産に関わる保健医療対策の充実	周産期医療の提供を行うにあたり、各地区の産婦人科の病院数が少ないように感じます。特に、何かしらのリスクがある妊婦にとって長距離の移動等は心身ともに負担になるため、産婦人科医師及び産婦人科医院の増員、増設を望みます。	<p>本県の周産期医療については、産科医師の不足や病院・診療所の地域偏在があり、通常の9つの保健医療圏のくくりでは対応が難しいことから、専門家や関係者の御意見等を踏まえ、4つの周産期医療圏を設定しているところであり、総合周産期母子医療センター（岩手医科大学附属病院）を中心として、医療機関の機能分担や連携のもと、ローリスクからハイリスクまで分娩リスクに応じた医療提供体制を整備しているところです。</p> <p>このような医療提供体制を進めるにあたっては、何よりも医師の確保が必要であり、長年にわたって周産期医療に従事し、後進の指導にあたっている医師や、使命感をもって周産期医療の分野での活躍を志す若い医師など多くの人材により、本県の周産期医療が支えられているところであり、これらの人材を大切にしながら、新たな人材を育成していくことが重要と認識しています。</p> <p>このため県では、これまでの「医師確保対策アクションプラン」に基づく様々な取組に加え、平成30年度から、産婦人科・小児科を専攻した奨学金養成医師に対して、義務履行とキャリア形成の両立を支援し、義務履行の全期間を地域周産期母子医療センターでの勤務に専念できる特例措置を設けたところであり、この特例措置の的確な運用により、産科医及び小児科医を志望する養成医師の増加に取り組んで参ります。</p> <p>また、併せて分娩取扱医療機関の少ない地域での新規開設や再開を支援するための補助制度やハイリスク妊産婦が妊婦健診等のために周産期母子医療センターへ通院若しくは入院又は近隣の宿泊施設に待機宿泊する際に要する経費を助成する岩手県ハイリスク妊産婦アクセス支援事業により、県内どの地域においても安心して出産できる体制の構築を進めていきます。</p>	D（プランの推進に当たって参考とするもの）
58	IV 多様な困難を抱えた女性への支援と女性の健康支援	3 生涯にわたる女性の健康支援	(2) 妊娠・出産に関わる保健医療対策の充実	不妊に関する相談や治療に関して、専門外来の増設を強く望みます。産婦人科と不妊外来は一緒になると当事者にとっては心身共に負担になる。	県内で希望する不妊治療が受けられるよう、特定不妊治療を提供する医療施設・設備の整備や、専門人材の養成など、不妊治療の提供体制の充実を図るための財政支援を国に要望しています。	D（プランの推進に当たって参考とするもの）
59	V 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	2 男女共同参画の視点に立った意識改革と制度・慣行の見直し	(2) 多様な性の尊重と性的マイノリティ（LGBT等）への偏見や差別の解消	児童生徒の理解をするために教職員の理解と研修の充実を求めます。	男女共同参画の視点に立った意識や知識を高めるため、V-1-「(2) 学校教育の充実」に教員の研修体系に基づく研修等の充実する旨、盛り込んだところです。	C（趣旨同一）

**意見検討結果一覧表**  
**（案名：いわて男女共同参画プラン（素案）についての意見募集）**

番号	大区分	中区分	小区分	意見	検討結果（県の考え方）	反映状況
60	IV 困難を抱えた女性支援・健康支援	1 女性に対するあらゆる暴力の根絶	(1)女性に対する暴力を防ぐ環境づくり	女性に対するあらゆる暴力の根絶について 性被害や性差別がなく、女性の人権が守られる社会づくりにおいては、義務教育の場において、児童・生徒が正しい知識を得ることや、差別のないコミュニティづくりを日々営んでいることが不可欠だと思います。 そのためにも、学校現場において、より積極的に人権教育の充実を図り、より男女平等意識や男女共同参画意識が育まれることを強く望みます。	人権教育の充実については、V-1-「(2)学校教育の充実」に盛りこんだところであり、児童生徒が自他の生命を大切にし、他者の人権を尊重する心を育成するため、道徳教育及び人権教育の充実に取り組みます。	C（趣旨同一）
61	IV 多様な困難を抱えた女性への支援と女性の健康支援	1 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	(2)学校教育の充実	男女共同参画を推進する教育・学習の充実について 「性別で分けない名簿」の使用割合は、この数年で伸びていますが、日常的な使用段階までには至っていません。「男女別名簿」の人権的な問題を改善すべく「性別で分けない名簿」に移行している本来の意義がおろそかになっている現状があるように思います。ゆえに、「性別で分けない名簿」の導入にあたっては、その日常的な使用率に焦点をあてて取り入れていくべきと考えます。	いわて県民計画（2019～2028）政策推進プランにおいて、「学校における男女混合名簿の使用率」を具体的推進方策指標として掲げ、使用状況調査結果と使用事例の情報提供等を行いながら、学校における男女平等の意識醸成に推進に取り組むこととしており、今後とも男女共同参画の実現に向けた基盤の整備に取り組んでいきます。	D（プランの推進に当たって参考とするもの）
62	III 女性の活躍支援	2 仕事と生活を両立できる環境づくり	(2)仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	基本理念(4) 男女平等をベースにした上限規制はワーク・ライフ・バランスの実現に不可欠です。取り組みを明らかにすべきです。	岩手県男女共同参画推進条例第3条の基本理念「(4)家庭生活の活動と他の活動との両立の実現」に向け、働き方改革の取組の推進や、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に取り組むこととしています。	C（趣旨同一）
63	V 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	2 男女共同参画の視点に立った意識改革と制度・慣行の見直し	(1)意識啓発と制度・慣行の見直し	基本理念(4) 性別役割分担意識を具体的になくす道筋を具体的に掲げる必要があります。	岩手県男女共同参画推進条例第3条の基本理念「(4)家庭生活の活動と他の活動との両立の実現」に向け、岩手県男女共同参画センターの講座や情報紙、インターネット等を活用した情報発信等により、固定的性別役割分担意識の解消等について意識啓発等行うこととしています。	C（趣旨同一）
64	IV 多様な困難を抱えた女性への支援と女性の健康支援	1 女性に対するあらゆる暴力の根絶	(4)被害女性等に対する救済策の充実	ワンストップセンターは、各県1ヶ所程度では不足です。人口10万人に1ヶ所の増数促進を図るべきです。	性犯罪・性暴力の被害に遭われた方の身近にワンストップ支援センターが設置されていることが望ましいですが、協力医療機関や団体、専門性を有する相談員及び支援員の確保等の面で課題があり、増設することは難しく、現在は必要に応じ相談者の希望する場所において相談・支援に対応しています。御意見を参考に、被害者のニーズや関係機関、地域の実情も踏まえながら、国や関係機関等と連携を行い、相談体制の強化を図ります。	D（プランの推進に当たって参考とするもの）

**意見検討結果一覧表**  
 （案名：いわて男女共同参画プラン（素案）についての意見募集）

番号	大区分	中区分	小区分	意見	検討結果（県の考え方）	反映状況
65	Ⅱ 東日本大震災津波からの復興と防災における男女共同参画の推進	2 防災における男女共同参画の推進	(1) 防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大	防災会議への女性の登用を促進する必要がある。	地域防災力の強化を図るためには、女性をはじめ、地域における多様な視点を取り入れていくことが重要であり、防災対策の推進に向けた活動が男女共同参画の視点で行われるよう、取組方向に「防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大」を盛り込み、県及び市町村の防災会議における女性委員の登用を積極的に進めることとしております。	C（趣旨同一）
66	Ⅳ 多様な困難を抱えた女性への支援と女性の健康支援	3 生涯にわたる女性の健康支援	—	助産師の活用を促進。地域保健と一体化して促進する必要がある。	助産師による専門的な支援は、妊娠・出産に関わる保健医療対策の充実を図るために重要であると認識しています。御意見につきましては、今後の取組の推進に当たり参考とさせていただき、助産師と連携した取組を推進し、支援の充実に努めて参ります。	D（プランの推進に当たって参考とするもの）
67	Ⅴ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	3 男性の家庭生活への参画と社会全体で子育て・介護等を支援する環境づくり	(2) 多様な子育て・介護支援サービスの充実	ヤングケアラー対応を実施すべき。	国の第5次男女共同参画基本計画において「ヤングケアラーの問題に対応するため、家族の介護等を行っている子供の実態を調査し、課題について検討を進める」とされています。また、県においても各市町村要保護児童対策地域協議会における実態把握などの対応を進めているところであることから、実態把握と必要な支援について項目を盛り込みました。	A（全部反映）
68	Ⅲ 女性の活躍支援	3 男女均等な雇用機会・待遇の確保など雇用環境の整備	(4) 非正規雇用労働者の労働条件の整備	女性が働きにくい理由によると、「労働条件が整っていない」という項目が58.3%と高くなっています。働きたくても条件が合わず働けない、条件が整っていないために非正規雇用で働かざるを得ないという女性の数はかなり多いと思います。各企業が子育てや介護などをしながらでも安心して働き続けられるような条件の整備、正規雇用での採用をお願いしたいです。企業の経営状況では厳しい実態もあると思います。ぜひ、県からの働きかけと支援をお願いします。	育児・介護休業制度等の両立支援制度を活用しやすい環境の整備について、国と連携しながら、企業や関係団体へ継続して働きかけるほか、正規雇用での採用について、岩手労働局などと連携し、県内経済団体に非正規社員の正社員への転換や待遇改善について今後も継続的に要請していくこととし、施策の方向に盛り込んでいくところです。	C（趣旨同一）
69	Ⅴ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	1 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	(2) 学校教育の充実	UNESCO「国際セクシャリティ教育ガイダンス」に示されたような包括的性教育を幼少期から高校までのカリキュラムに位置付けていくことが必要です。このカリキュラムは、みんなが自分らしく生きる権利を持っているのだということや、自分や他の人の人権を守ることに、それぞれの年齢に応じて学べるようになっていきます。また、このカリキュラムによって科学的に正確な知識を身に付けることは、性被害者にも加害者にもならない性の学習機会の保障の意味でも重要です。性教育の充実、雇用の場や学校でのハラスメント防止、相談体制の整備等のために、教職員、児童生徒のみならず、教育委員会や保護者への研修・啓発を着実に実施するよう、取り組みを進めていただきたいと思います。	県では、学校保健担当者や養護教諭を対象とし、学校における性の指導の在り方・進め方やLGBTに関する教員研修を実施することで、教員の資質向上を図っています。 また、学校における性教育を実施するに当たっては、家庭等との連携を推進し、保護者等の理解を得た上で実施しています。	F（その他）

**意見検討結果一覧表**  
**（案名：いわて男女共同参画プラン（素案）についての意見募集）**

番号	大区分	中区分	小区分	意見	検討結果（県の考え方）	反映状況
70	IV 多様な困難を抱えた女性への支援と女性の健康支援	3 生涯にわたる女性の健康支援	(1)性と生殖に関する健康と権利の推進	「望まない妊娠・中絶や性感染症を防止するため」とあるが、性に関する指導の経緯と課題点を明示せず一方的にマイナスイメージで発信すべきではない。暴力支配下の性・加害者被害者の存在する性、性的同意を無視した性ではなく、心身ともに、より健康的な性を育まなければならない。そのために幼少期から思春期、青年期に至るまでの段階的な性の指導を、女性男性、そして多様な性指向を持っている人も含め行うべきである。家庭でも学校でも地域でも、連携して性の指導を行うように明記し、県があらゆる機関に働きかけ、指導し、推進の主体となるべきである。	学校における性教育は、学習指導要領及び各校の性に関する指導の計画に基づき、児童・生徒の実態や課題に応じて、教育活動全体を通じた各教科等において関連付け、適切に指導を実施していきます。	D（プランの推進に当たって参考とするもの）
71	V 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	2 男女共同参画の視点に立った意識改革と制度・慣行の見直し	皆さんに期待すること	《皆さんに期待すること》 「学校」「性的マイノリティに関する知識や状況の理解」を追加してください。 性的マイノリティへの理解が進みマスメディア等を通して様々な情報が入り、自分らしくあることを肯定しようとする子どもたちも増えているのではないかと感じています。しかし、子どもたちが多くの時間を過ごす学校現場は自分らしくいることが難しい環境にあり、学校関係者が正しい知識を持ち理解することが必要と考えます。 学校関係者の理解促進のために「学校に期待することとして、性的マイノリティに関する知識や状況の理解」の追加を切望します。	学校における性的マイノリティ（LGBT等）の理解促進については、「多様な性の尊重と性的マイノリティ（LGBT等）への偏見や差別の解消」に盛り込んだところであり、今後も教職員等の一層の理解促進や学校における教育相談体制の充実などを通じ、一人ひとりの子どもたちの人権の確保や、いきいきとした学校生活の実現に向けて取り組んでいきます。	C（趣旨同一）
72	V 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	3 男性の家庭生活への参画と社会全体で子育て・介護等を支援する環境づくり	(2)多様な子育て・介護支援サービスの充実	家事・育児の時間も社会の重要な仕事として位置づけて、政府や県からの手当を大きくしてほしい。	今年度策定した「いわて子どもプラン（2020～2024）」により、子育てや家庭生活が尊重されるとともに、社会全体で子育てを支援する機運が醸成されるよう努めていくことにしています。 なお、児童手当などについては、全国知事会を通じて、児童手当の支給拡充などの子育て家庭への経済的支援の拡充を国に要望しています。	D（プランの推進に当たって参考とするもの）
73	V 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	2 男女共同参画の視点に立った意識改革と制度・慣行の見直し	(1)意識啓発と制度・慣行の見直し	10年位前に比べ社会の慣行や男女の役割意識が後退してきているのではと感じる。制度的には進んできているところがあると思うが、一般の生活している中では性別役割分担意識が年齢・地域関係なく色濃く残っているように感じる。	意識調査では、男女の不平等感が根強く残っていることから、岩手県男女共同参画センターを拠点として固定的性別役割分担意識の解消や家庭・地域・職場におけるアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）による制度・慣習・しきたりについて、男女共同参画の視点での気づきや見直しを促すための意識啓発に取り組むこととしています。	C（趣旨同一）

**意見検討結果一覧表**  
**（案名：いわて男女共同参画プラン（素案）についての意見募集）**

番号	大区分	中区分	小区分	意見	検討結果（県の考え方）	反映状況
74	V 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	2 男女共同参画の視点に立った意識改革と制度・慣行の見直し	(1)意識啓発と制度・慣行の見直し	女性の社会進出だけではなく、女性がメインの職場に進出している男性（保育士等）の問題についても着目してほしい。男性の関心もより高まり、男女共同参画が進むと思う。	男女共同参画の社会の実現に向けては、男性にとっても多様な職業や生き方を選択できるよう取り組むことが重要であることから、固定的性別役割分担意識の解消や、男性相談の実施に取り組むこととしています。	C（趣旨同一）
75	IV 多様な困難を抱えた女性への支援と女性の健康支援	1 女性に対するあらゆる暴力の根絶	(1)女性に対する暴力を防ぐ環境づくり	地域や社会において、ハラスメントについての認識が不足している場合が見られ、精神根性論になってしまい、広い視野で物事を見ることが難しいところがあるので、積極的な啓もう活動も考える必要があると思う。	性別にかかわらず、すべての人権が尊重され、ハラスメント等のない社会が形成されることが重要であることから、ハラスメントを含むあらゆる暴力の問題に関する社会の意識喚起と暴力防止に向けた啓発等に取り組むこととしています。	C（趣旨同一）
76	I あらゆる分野における女性の参画拡大	1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	(1)政治・行政における政策・方針決定過程への女性の参画拡大	県職員管理職（総括課長給以上）に占める女性の割合の目標数値が低すぎる。2025年の目標値の15%の根拠は何か？安易に達成可能な数値の目標設定となっているとしか思えない。2020年度までの計画であった内閣府「第4次男女共同参画基本計画」を下回るような数値目標に断じて設定すべきではない。5年後、10年後の岩手県がどうあってほしいのか、明確に打ち出すべきである。	国の「第4次男女共同参画基本計画」において、令和2年度における都道府県職員の本庁課長相当職については15%、本庁部局長・次長相当職については10%程度を目標として設定されており、「第5次男女共同参画基本計画」においては、令和7年度における本庁課長相当職については16%、本庁部局長・次長相当職については10%を目標として設定されているところです。 県が今回策定するプランにおける県職員管理職（総括課長級以上）に占める女性割合の目標値については、管理職に昇任する年齢層の女性職員の割合等を勘案して算出しております。過去においては、女性の採用者が少なく、また、出産時等の離職が多かったことにより、女性職員数が少ない状況となっているところであり、その中で、女性の管理職昇任に向け、最大限取り組んだ形での目標設定となっております。近年は女性採用者の割合が増加し、育児休業等の制度が整備されるなど環境も改善していることから、女性職員の活躍の推進に向け、更なる取組を進めていきます。	C（趣旨同一）
77	I あらゆる分野における女性の参画拡大	1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	主要指標	女性が管理職を目指す社会的な障害を解消しない限りにおいて、女性の参画拡大はありえない。コロナ禍で離職する女性の割合が多いのも、女性参画の低さゆえに起こる悲しい現実であるので、目標を高く設定し、それを目指すべきである。	女性の参画拡大を推進するためには、目標を設定し取り組むことが重要であることから、主要指標に「県職員管理職（総括課長級以上）に占める女性の割合」等の目標を掲げ、取り組むこととしています。	C（趣旨同一）

**意見検討結果一覧表**  
**（案名：いわて男女共同参画プラン（素案）についての意見募集）**

番号	大区分	中区分	小区分	意見	検討結果（県の考え方）	反映状況
78	Ⅲ 女性の活躍支援	2 仕事と生活を両立できる環境づくり	主要指標	<p>男性の育児休暇取得に関する指標がない。県職員男性の育児休業所得率について、医療局、教育委員会、県警察を除いた参考指標は記載がありますが、子どもたちのロールモデルとなる教育の現場で男性の育児休暇取得を目標一覧に導入すべきである。また、同様に公務職員（県職員）の積極的な男性の育児休暇取得目標を導入すべきです。県政の優先課題をきちんととらえて、出産や育児に対して男女ともに子育てができる環境づくりを率先して行うべきであり、5年度、10年度の岩手県がどうあって欲しいのかを明確に打ち出すべきである。</p>	<p>仕事と生活を両立できる環境づくりに関しては、プランでの「目指す姿」を数値で現すものとして、年次有給休暇の取得率等の4つを主要指標としたものであり、男性の育児休業取得については、主要指標とはしていないものの、性別に関わらず仕事と生活を両立できる環境づくりのためには、男性の育児参画の促進等が必要であることから、参考指標として毎年度の進捗状況を把握し公表することとしています。</p> <p>なお、県が率先して姿勢を見せることは重要であることから、県職員男性の育児休業取得率（医療局、教育委員会、県警察を除く）について参考指標としたところですが、御意見を踏まえ、教職員の男性の育児休業取得率についても、参考指標として盛り込みました。</p> <p>いただいたご意見も踏まえながら、今後も男性職員の育児参加に向けた環境整備に、積極的に取り組んでいきます。</p>	B（一部反映）
79	V 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	1 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	主要指標	<p>毎年度、県教委学校調整課が県内の各学校から調査している「性別で分けない名簿」に関する調査では、「日常的に使用する学級名簿の使用割合」が低い。各学校では、性別で分けない名簿を作成しても、日常的な使用段階までには至っていない。調査をもとに分析した上で計画目標値を設定すべきだ。ゆえに、「学校における男女混合名簿の日常的な使用率」とすべきである。「日常的な」を取り入れることを強く望む。また、性を男と女という二元論ではなく、「男女混合名簿」ではなく、「性別で分けない名簿」とすべきである。</p>	<p>いわて県民計画（2019～2028）政策推進プランにおいて、「学校における男女混合名簿の使用率」を具体的推進方策指標として掲げ、使用状況調査結果と使用事例の情報提供等を行いながら、学校における男女平等の意識醸成に推進に取り組むこととしており、今後とも男女共同参画の実現に向けた基盤の整備に取り組んでいきます。</p>	D（プランの推進に当たって参考とするもの）
80	I あらゆる分野における女性の参画拡大	1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大		<p>意思決定過程の女性の参画と同様、あらゆる分野の政策・方針にジェンダーの視点を取り入れることを明記すべきである。性別にこだわらず人間らしくあることを大切にしたい社会を築いていきたい。</p>	<p>御意見を踏まえ「目指す姿」を以下のとおり修正しました。</p> <p>【修正前】  「政治、行政、経済等、社会のあらゆる分野における政策・方針決定過程に男女が共に参画することにより、多様性に富んだ、活力のある社会が形成されています。」</p> <p>【修正後】  「政治、行政、経済等、社会のあらゆる分野における政策・方針決定過程に男女が共に参画することにより、<u>男女共同参画の視点に立った</u>、多様性に富んだ、活力のある社会が形成されています。」</p>	A（全部反映）